

四日市市告示第49号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第15条の規定に基づき四日市市北部墓地公園の指定管理者を次のように定める。

平成31年2月5日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定日 平成31年2月5日
- 2 公の施設名 四日市市北部墓地公園
- 3 指定管理者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社翔和
  - (2) 所在地 愛知県春日井市八事町二丁目135番地
- 4 指定期間 平成31年4月1日 から 平成36年3月31日

(環境部生活環境課)